

平成24年11月5日

与謝野町

第9回与謝野町庁舎統合検討委員会の結果について（速報）

標記委員会を開催しましたので、以下のとおりお知らせします。

日 時	平成24年10月30日（火）午後1時30分から午後2時35分
場 所	岩滝保健センター 2階会議室
委員出席	18名（欠席者1名）
町出席	堀口副町長ほか事務局職員4名
傍聴者	8名
会議結果	主な内容は、以下のとおりです。

<開会>

事務局から委員の出席状況と、町側の出席者を報告。資料の確認。

なお、入院療養のためご迷惑をおかけしていました町長も昨日から公務復帰していますが、本日は他の公務のため欠席しています。また堀口副町長も途中公務のため退席する旨を報告。

<委員長あいさつ>

村山委員長からあいさつ。

<議事>

（1）答申書（案）についての意見交換

意見交換の前に、「（案）与謝野町庁舎統合の検討について（答申）」を事務局から朗読し説明に代えた。その後意見交換し、答申書（案）の賛否について審議し、原案通り町長に提出することになりました。なお、以下のような質疑・意見がありました。

○1頁の3行目、「しかしながら、町から示された～早期に統合する案については」云々の、早期という意味は何か。

○答申案は1頁にまとめてあるが、2頁から5頁も一連の答申案か。また、会議の経緯、会議記録、会議で配布した資料も答申書と添付するのか。

○1頁の下から6, 7行目、「今後も引き続き、住民、議会、行政において～考えます」云々だが、答申した後で検討委員会的なものを組織されるのか。その辺の見解はどうか。

- 1頁の下から6行目、「野田川庁舎本館は耐用年数が到来しており」と書いてあるが、北庁舎はそのまま継続という事か。
- 野田川庁舎本館は「早期に閉鎖の方向」ですが倉庫利用は可能なのか。倉庫利用自体も避けるべきではないのか。
- この答申書案を町長に提出してからの流れだが、今後議会でこれに基づいて審議されるのか。
- 課の設置条例は「課を移動」する場合にも、その条例を改正する必要があるのか。
- 1頁の1, 2行目の上の文章「統合に異論はない」と3, 4行目の下の文章「早期に加悦庁舎に統合する案は賛同できない」、諮問に対する答申文章としては、個人の私見だがこれで良いのかと思う所が若干ある。
- 色々な条件が満たされた時には統合の方向で考えていきたいというのが本筋ですね。
- 個人の私見で元に戻るが、町長からは新しい庁舎を建てないという事で諮問を受けているが、答申案の2頁に、④案の町の中心地に新庁舎を建設するのは9名という中で、本当でいうと逆行していると言っておきたい。

<賛否>

質疑・意見も尽き、審議を終えた事から、委員長の発言により挙手にて賛否の確認をする。3分の2以上の挙手により、原文通り答申書案を提出することに決した。

<町からお礼の言葉>

答申書（案）がまとまったため、今回が最後の会議となることから浪江企画財政課長が町からお礼の言葉を申し上げる。

<閉会あいさつ>

村山委員長から閉会あいさつがあり、委員の皆さんへのお礼の言葉で閉会された。

<問い合わせ先>

与謝野町企画財政課

TEL 0772-46-3084

FAX 0772-46-4630